



ご協力をお願いいたします。

伊藤局長 ありがとうございます。  
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第9回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、境委員さんと本田委員さんをお願いします。  
それでは、今から議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。  
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。  
議案第32号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は山本委員さんですので、説明をお願いします。

山本委員 譲渡人、譲受人、土地の地番は議案書記載のとおりです。2筆とも登記畑、現況畑、登記面積は合計384㎡、耕作面積3,370㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小です。権利の種類は売買であります。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、説明いたします。申請人は網津町に居住する個人で、申請地は自宅の隣接地であり、農業年数8年、農機具も所有し、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は佐美三委員さんですが、欠席ですので、堀委員さんに説明をお願いします。

堀委員 2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積82㎡です。耕作面積5,292㎡、申請面積82㎡、所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は規模縮小、家族1人、権利の種類、売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。申請人は、上綱田町に居住する個人で、申請地は自宅の隣接地であり、農業年数35年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は佐美三委員さんですが欠席ですので堀委員さん説明をお願いします。

堀委員 3番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積62㎡、耕作面積は19,624.3㎡、申請面積は62㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。申請人は上綱田町に居住する個人で、申請地までの通作距離は500mであり、農業年数40年、農機具も所有し、主たる作物は米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は堀委員さんですので説明をお願いします。

堀委員 4番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記畑、現況樹園地、登記面積は合計10,230㎡、耕作面積は21,991㎡、申請面積は10,230㎡、貸借形態は使用貸借権です。譲受理由はその他、譲渡理由は移譲年金、家族4名、利用権の再設定で、平成30年9月28日から平成60年6月15日までの29年9か月となっております。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。申請人は熊本市に居住する個人で、申請地までの通作距離は35kmであり、農業年数25年、農機具も所有し、主たる作物はみかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 再設定の終期が29年9か月と中途半端ですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局 この方は、熊本市にも農地を所有されており、熊本市の設定期間の周期が6月15日のため、そちらに合わせて終期を設定されているためです。

委員 了解しました。

田代議長 ほかにご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。

山本委員 はい、5番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,940㎡、耕作面積は6,480㎡、申請面積は1,940㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、贈与となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。申請人は網引町に居住する個人で、申請地までの通作距離は1.5kmであり、農業年数21年、農機具も所有し、主たる作物は飼料米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

- 中山委員 はい、6番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。一筆は登記畑，現況畑，登記面積505㎡，もう一筆は登記田，現況田，登記面積47㎡，合計552㎡，耕作面積は3,636㎡，申請面積は2筆合計552㎡，貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族3名，売買となっております。よろしくお願ひします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 説明します。申請人は熊本市に居住する個人で，申請地までの通作距離は20kmであり，農業年数5年，農機具も所有し，主たる作物は菊芋になります。なお，申請地は未相続農地であり，不在者財産管理人を立ててあります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方のご意見はありませんか。
- 委員 この不在者財産管理人とはどういったものでしょうか。
- 事務局 これは，相続人が海外に行って所在が不明のため，裁判所に申し立てて法的に管理人として選定されているものです。
- 田代議長 本日は残念ながら，詳しい推進委員の関さんが欠席ですので。ほかにご意見はありませんでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 田代議長 よろしいですか。以上で議案第32号については6件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。  
次に議案第33号，「農地法第5条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
申請番号1番について，確認委員は中山委員さんですので，説明をお願ひします。
- 中山委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在

地は議案書記載のとおりです。登記畑, 現況畑, 登記面積は349㎡, 転用面積349㎡, 権利の種類, 所有権(有償)売買。転用目的は個人住宅80㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。地図は8ページです。  
申請人は、花園町に居住する個人で、現在実家で両親と住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、住宅を建築する計画をしたところ、申請地は住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。  
申請地は、都市計画区域内の用途地域で第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。  
申請番号2番について、確認委員は齊藤委員さんですので、説明をお願いします。

齊藤委員 はい説明します。譲受人, 譲渡人, 土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田, 現況田, 登記面積490㎡, うち転用面積490㎡。権利の種類, 所有権(無償)贈与。転用目的, 個人住宅104㎡です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。地図は9ページです。申請人は、走潟町に居住している個人で、現在実家で暮らしていますが、家族が増えて手狭になり、住宅を新築する場所を探していたところ、申請地は、自宅から近く適していると考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われ  
ますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん  
方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。  
申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願い  
します。

金田委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登  
記畑、現況畑、登記面積367㎡、うち転用面積も367㎡です。権  
利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅89.43㎡で  
す。よろしく願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら  
お願いします。

事務局 地図は10ページになります。申請人は、馬之瀬町に居住する個人で、  
現在妻の実家で暮らしていますが手狭であったため、住宅を新築する  
場所を探していたところ、申請地は妻の実家に近く適していると考え、  
今回の転用申請となりました。  
申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われ  
ますが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん  
方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。  
申請番号4番について、確認委員は本田委員さんですので、説明をお  
願いします。

- 本田委員 はい説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。3筆とも登記田，現況畑，登記面積合計298㎡，転用面積同じく298㎡。権利の種類，所有権（有償）売買。転用目的，個人住宅51.75㎡です。よろしくお願ひします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 はい。地図は11ページです。申請人は，新開町に居住している個人で，現在実家で暮らしていますが，手狭であり，住宅を新築する場所を探していたところ，申請地は，自宅から近く適していると考え，今回の転用申請となりました。  
申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について，委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので，4番については承認をいたします。  
申請番号5番について，確認委員は金田委員さんですので説明をお願ひします。
- 金田委員 はい説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記田，現況田，登記面積合計1,251㎡，うち転用面積1,251㎡。権利の種類，所有権（有償）売買。転用目的，建売分譲5棟307,91㎡です。よろしくお願ひします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。
- 事務局 はい。地図は12ページです。申請人は，栗崎町で建設業や不動産等を営む法人であり，申請地が，公共施設に近く住宅地に適していると考え，今回の転用申請となりました。

申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内に宇土小学校及びエンゼル保育園があるため、第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 はい説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積1，197㎡，うち転用面積1，197㎡。権利の種類，所有権（有償）売買。転用目的，保育所運動場及び体験畑です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。地図は13ページです。申請人は、松原町で保育所等を営む社会福祉法人であり、現在、駐車場と運動場が同じ敷地内にあり、安全面で不安があるため、運動場にする土地を探していたところ、申請地が隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域で第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、6番については承認をいたします。申請番号7番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆とも登記田，現況田，登記面積合計で1，911㎡，うち転用面積同じく1，911㎡。権利の種類，所有権（有償）売買。転用目的，建売分譲8棟370.96㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。地図は14ページです。申請人は，熊本市で不動産業等を営む法人で，申請地が国道に近接しており，住宅地として利便性が高いと考え，今回の転用申請となりました。  
申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，7番については承認をいたします。以上で，議案第33号については7件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。  
次に，議案第34号「農地法第18条第1項の規定による許可申請審議について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。貸人，借人，土地の所在は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積1，416㎡，解約理由としては，農地中間管理事業により農事組合法人走潟に貸し付けるための残存小作の解除になります。以上です。

委員 残存小作とはどういったものでしょうか。

田代議長 私から説明いたします。これは農地解放時に地主から購入できなかったときに残存小作権の設定をしてあり，それが今まで台帳上残っていたものです。天明の相続人の住所地にも行きましたが存在せず近所の

人に聞いてもわからなかったため今回の18条による解約となりました。

委員 わかりました。

田代議長 ほかにご質問はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということで議案第34号については、承認を得ましたので熊本県に進達します。  
次に、議案第35号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。19ページをお開きください。番号60番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積2,500㎡で、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間の賃借権の再設定となり、借賃は1筆当り120,000円となっております。番号61番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目6筆ともに田、面積合計18,084㎡で、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り25,000円となっております。番号62番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積1,006㎡で、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り10,000円となっております。番号63番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目2筆ともに田、面積合計1,745㎡で、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り10,000円となっております。番号64番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積552㎡で、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り10,000円となっております。番号65番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積185㎡で、平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は10a当り10,000円となっ

ております。番号66番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目田, 面積2, 525㎡で, 平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり, 借賃は10a当り10,000円となっております。番号67番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目田, 面積1, 477㎡で, 平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり, 借賃は10a当り10,000円となっております。番号68番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目2筆とも田, 面積合計1, 196㎡で, 平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり, 借賃は10a当り10,000円となっております。番号69番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目田, 面積2, 909㎡で, 平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり, 借賃は10a当り10,000円となっております。番号70番, 借り手, 貸し手, 物件の所在は議案書のとおりです。地目田, 面積1, 263㎡で, 平成30年11月1日から平成40年10月31日までの10年間の賃借権の設定となり, 借賃は10a当り10,000円となっております。20ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。次に21ページをお開きください。こちらに左側が今月の利用権設定となっております。合計のみ読み上げますと, 利用権の設定が33, 442㎡となっております。そして右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み上げますと利用権設定が204, 766㎡, 所有権移転が16, 481㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 よろしいですか。異議なしとのことで議案第35号については決定をいたします。  
次に報告第8号農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 23ページをお開きください。1番, 貸人, 借人, 土地の所在は議案

書記載の通りです。平成30年4月2日、農地中間管理事業利用のための解約となります。2番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載の通りです。平成30年4月25日、農地中間管理事業利用のための解約となります。3番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載の通りです。平成30年8月27日、農地中間管理事業利用のための解約となります。4番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載の通りです。平成30年5月17日、残存小作地解約になります。5番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載の通りです。平成30年7月9日、残存小作地解約になります。6番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載の通りです。平成30年8月27日、残存小作地解約になります。以上です。

田代会長 以上で、報告第8号につきまして事務局の報告を終わります。予定しておりました案件は、すべて承認いたしました。他に、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 ありません。  
それでは、佐美三副会長が欠席ですので。田代会長より閉会のご挨拶をお願いします。

田代会長 今日は、お疲れ様でした。平成30年第9回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 境 良一 印

議事録署名人 本田 孝徳 印